

■2017 年度の年金支給額が 0.1%引き下げへ

1 月 27 日、厚生労働省は 2017 年度の年金支給額を 0.1%引き下げるとを公表しました。

障害基礎年金 2 級および老齢基礎年金を満額受給している人は、月額 6 万 5,008 円から月額 6 万 4,941 円へ減額されます。

物価や、現役世代の賃金の変動を踏まえ、毎年度年金額が改定されることになりました。2017 年 4 月 (6 月支給分) から実施されます。

国民年金保険料については、230 円増え月額 1 万 6,490 円へ負担が引き上げられます。

なお、国民年金任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金を受給できない障害者の救済制度である「特別障害給付金」の額についても、2 級は月額 4 万 1,160 円から月額 4 万 1,120 円へ下がることとなります。

2017 年度の年金額

国民年金(基礎年金)	月額
老齢基礎(満額) 障害基礎(2級)	6万4,941円

国民年金保険料	
月額	1万6,490円
* 2018年度の保険料は月額1万6,340円へ引き下げ	

特別障害給付金	月額
2級	4万1,120円

■自治体の障害者医療費助成の動き (大阪府)

地方自治体での予算編成が大詰めを迎え、自治体の障害者医療費助成制度の見直し等についても各地で議論が進められています。

大阪府では、障害者の医療費助成の対象範囲を広げる一方、患者負担を増やす方向で、見直しを進める方針が提示されています。

透析患者で身体障害者手帳 1 級を持っている場合、大阪府 (※) では、一定の所得がある人を除き、透析クリニックの窓口負担は、月 1000 円 (1 医療機関あたり入通院 1 日 500 円以内 (月 2 日限度)・月額 2500 円限度) まで軽減される制度となっています。また、院外薬局の負担は全額助成され、負担がありません。

見直し案では、院外薬局の負担を導入 (1 薬局 500 円以内/日) し、月額上限額を 3000 円 (月 2 日限度を撤廃) へ引き上げ、3000 円を超えた分は、役所へ払い戻し手続きが必要な内容です。透析患者の場合、月 13~14 回の通院が必要なため、透析クリニックの窓口だけで 7000 円 (500 円×14 回)、院外薬局を含めるとそれ以上の金額をいったん立て替える必要がなければなりません。住民税非課税者も例外なく負担が引き上げられる見込みです。

大阪腎臓病患者協議会では、執行役員を中心に連日にわたる要請・陳情を行っているところです。他の障害者団体らの反対の声も大きく、当初示された月額上限額が引き下げられるなど、これまで一定の成果が出ていますが、厳しい状況です。

※：府内でも市町村により助成内容が異なる地域があります